

(別紙2)

業者選定基準

1. 選定の制限事項

法人は、次の各号の一に該当するものは選定しない。

(1) 不誠実な行為があるもの

- ア. 四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（令和3年4月1日施行）、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年4月5日制定）に基づく指名停止期間中であるなど、指名から除外する期間中である者
- イ. 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わない等、請負契約の履行が不誠実である者

(2) 経営状況が著しく不健全である者

(3) 法人が事前に発注工事に応じて公表する条件を満たさない者

(4) 過去または現在の施工実績及び経過において、四街道市契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年7月1日施行）に抵触する行為があった者